

亀岡市地域福祉計画 概要版

# 支え合い助け合いのある 顔のみえるまち

～かめおか～



平成17年3月

亀岡市



# 社会の変化



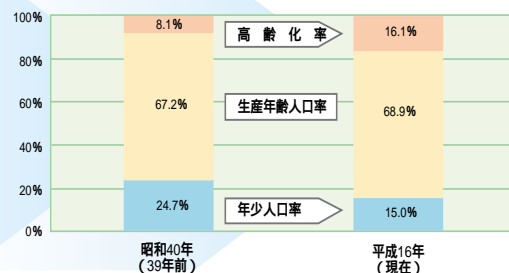
私たちを取り巻く社会環境は大きな変化の時期を迎えています。この変化により、いま、亀岡にも地域福祉が必要とされているのですが、それでは、その「変化」とは一体どのようなことなのでしょうか。私たちを取り巻く社会状況を3つの視点から整理してみましょう。

## 地域社会の 変 容

～少子高齢化、核家族化、  
そして地域のつながりの希薄化～

少子高齢化が急速に進むなかで、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、社会的なつながりが希薄になりつつあります。さらに、成長型社会が終わったことで、地域での生活環境にも様々な影響を及ぼしています。

亀岡市の少子高齢化の推移



～受ける福祉から利用する福祉～

## 福祉制度の 移 行

社会福祉制度は戦後の生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後、福祉ニーズの増大・多様化により、社会福祉基礎構造改革が行われました。平成12年6月には社会福祉法が成立し、地域福祉の推進が位置づけられました。



～地方が自立する時代へ～

## 市民と行政

地方分権一括法の施行により、地方の自主性及び自立が高まりました。特に福祉サービスの向上は、市町村が中心となって市民参画のもとに進めていく必要があります。また、ボランティアやNPO活動は、地域社会づくりに大きな役割をはたすことが期待されます。

# 震災の教訓



阪神大震災において、震源地・北淡町では震度7を記録し、90%以上の家屋が被災するなど壊滅的な被害を被りました。しかし、町では住民自治・コミュニティがしっかりしており、地域住民の自主的な救出活動が行われたこと

で、人的被害は最小限に食い止められました。緊急時のときにこそ「地域の顔のみえる関係」がいかに大切かが問われるものであり、亀岡市の地域福祉を進める上でも重要な視点といえます。



# 地域での身近な問題



私たちの身の回りには、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々がいます。どんな困りごとがあるのか考えてみましょう。

高齢で介護を必要とする人

たまには、そとへ散歩にいきたいなあ。



子育ての不安の人

子育てに詳しい人に相談したいなあ。



障害のある人

一人で外出させても大丈夫かしら。



家族の介護で悩んでいる人

介護している私たちが倒れてしまうよ。



ひとり暮らしで話し相手のいない人

私の話を誰かに聞いてほしいなあ。



「地域福祉」は、一人ひとりがお互いの人権を認め合い、顔のみえる関係のなかで人と人とのつながりや出会いを大切にして、互いに助けたり、助けられたりする「家族的な地域社会」をつくっていくことです。

## 地域福祉の必要性

このような様々な生活課題は、私たちの身近な地域で「顔がみえる関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みを整えていくことで解決されていくのではないのでしょうか。「あの人はこういったことで困っているんだなあ、私に何かお手伝いできることはないかなあ」という“気づき”が、地域での支え合い・助け合いの取り組み＝「地域福祉」になっていくのです。

“気づき”からの支え合い・助け合いの取り組み  
～顔のみえる関係づくりに向けて～



# 計画の基本理念

## 亀岡市地域福祉計画の基本理念

第3次亀岡市総合計画で掲げた基本構想「支え合い、助け合うあたたかいまち」の実現に向けて、地域にかかわる全ての人たちが共働して地域福祉を推進するため、次の基本理念を定めます。

### 支え合い・助け合いのある顔のみえるまち かもおか

～ ともに生きる社会の実現 ～

美しい保津川の流れと豊かな緑に恵まれ、京阪神都市圏とのアクセスに優れた個性を活かした便利で快適なまち、亀岡。にぎわいの中にどこかなつかしさを感じさせる、故郷のおもかげがただようまち。私たちはこのような地域で日々生活を営んでいます。

障害のある人、こども、高齢者、同和問題、女性等に関する様々な人権問題に配慮し、地域社会の中で一人ひとりが自立し、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら、一人ひとりの生命（いのち）を尊び、『だれも排除されない、だれも差別されない、すべての住民がともに生きる寛容で懐（ふところ）の深い社会（ソーシャル・インクルージョン）』を目指して、地域で生活する私たちが中心となって「福祉のわ（心の和と人の輪）」をつくり、地域に拡げていくことが最も重要です。

「福祉のわ」が拡がり、住民同士のふれあいや学びあいをとおして、地域のさりげない見守りや、近所に相談相手がいるといった「つながり」が安心感を生み、地域でお互いに助け合うことで、だれもが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることが可能になります。

そして、一人ひとりの顔がつながり、お互いにわかりあえる「顔のみえる関係」が日常的に地域にあれば、支え合いや助け合いが自然に生まれ、ひとりで悩みを抱えている人や声を出しにくい人の想いに応えることができるようになるでしょう。また、たとえ災害に直面しても、地域で力を合わせて様々な困難を乗り越えることもできるでしょう。

地域の支え合いや助け合いは、一人ひとりの顔が日常につながる関係、言い換えれば小地域での“普段着の福祉”から始まり、継続的なまちづくりの活動（福祉コミュニティづくり）へと発展します。一人ひとりの想いが生かされ、いきいきと輝き、人もまちも活力にあふれ豊かになる。それが、私たち一人ひとりが創る亀岡の地域福祉の姿です。

## 計画の基本的な考え方

### 計画の目的

住民同士の見守り・声かけ・ふれあい・助け合い・支え合いなどによる活発な地域づくりを進めながら、生活課題を地域ぐるみでともに解決していくことです。

### 計画の圏域

福祉コミュニティを担うそれぞれのNPO、ボランティア団体、当事者団体等の活動範囲に応じて柔軟にとらえます（自治会を基本とします）。

### 計画の対象

亀岡市に住むすべての人々です。

### 計画の期間

17年度 (2005)	18	19	20	21	22年度 (2010)
----------------	----	----	----	----	----------------

亀岡市地域福祉計画  
(平成17年～22年度)

### 計画の担い手

地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」です。





# 計画推進のプログラム

## 計画の視点

ともに生きる地域づくり  
あたたかい地域づくり

にぎわいに満ちた地域づくり  
やさしさにあふれる地域づくり

支え合い・助け合いのある  
顔の見えるまち／かめおか／

### 1. 地域ぐるみの 福祉活動の推進

～福祉コミュニティづくりの推進～

- (1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進
- (2) 地域住民による支え合い活動の促進
- (3) 地域福祉ボランティアの育成・活動の推進
- (4) 社会福祉協議会との連携強化

### 2. 心豊かに安心して 生活できる環境づくり

～地域福祉の共通基盤づくり～

- (1) 人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成
- (2) 災害時や防犯に備えた地域連携
- (3) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり
- (4) 人にやさしいまちづくりの推進

### 3. 自立を支え、自ら生きる ための仕組みづくり

～困ったと声に出せる地域づくり～

- (1) SOSを見逃さない地域の仕組みづくり
- (2) 地域の相談体制と情報提供の充実
- (3) 福祉サービス利用者の権利擁護





# 計画の推進に向けて

市民と行政が共働して進めていく重点的な取り組み

「地域住民による相互の助け合い、支え合いのシステムづくり」に向けて、5つの重点施策を掲げています。

この重点施策は、地域・市民と行政の役割分担のもとで、共働で取り組むことが必要です。この取り組みを通して“行政主導型の福祉のまち”から“パートナーシップ型の地域福祉のまち”へ、そして「顔のみえる地域社会」の実現を目指します。

## 地域ぐるみ活動の拠点づくり

高齢者や子ども、障害者など誰もが気軽に集える交流拠点をづくり、日常の様々な地域行事や伝統行事などから顔のみえる地域づくりを進めましょう。

## 地域の見守りと支援体制

支援を必要とする人を早期に発見し孤立しないようにするために、近隣での支え合いを推進し、地域ぐるみの見守りネットワークづくりを進めましょう。

5つの  
重点

## 福祉コミュニティを担う 組織等の育成支援とその役割

自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、当事者団体などが相互に連携し、地域で自立的に問題を解決する仕組み「福祉コミュニティづくり」を進めましょう。

## 福祉コミュニティづくり

コミュニティを構築するためには日常の交流が大切です。地域行事を開催したり、積極的にあいさつを行うなど顔と顔のみえる関係づくりを心がけましょう。

## 緊急時における 地域での相互扶助

近所付き合いや地域交流を通じて、顔のみえる福祉コミュニティづくりや地域でできる要配慮者に対する支援に取り組んでいきたいと思います。



## 各主体の連携による地域福祉の推進イメージ

平成16年度

「亀岡市地域福祉計画」の策定  
(行政)

平成17年度以降

福祉コミュニティを基盤にした  
地域ぐるみ福祉活動の展開

実践者は地域住民等

平成17年度以降は、福祉コミュニティを順次立ち上げ、地域の中でどのように支え合いの取り組みを進めていくかを話し合う中で、様々な地域ぐるみ福祉活動が展開されていくことを促進します。

地域福祉活動計画

地域住民

自治会等の  
地域団体

NPO  
ボランティア

福祉コミュニティ  
地域ぐるみ福祉活動

当事者団体

民生委員・  
児童委員

社会福祉事業者

(地域ぐるみの福祉活動)

見守り、相談・家事援助、  
安否確認、高齢者のサ  
ロン、地域の子育てサ  
ロン、世代間交流、災  
害支援、防犯活動等

顔のみえる地域・関係づくり  
ともに生きる社会の実現





# 地域の独創性 行動力への期待

本計画の策定にあたっては、「市民参画による計画づくり」を重視して取り組んできた結果、市民の皆さんから様々なアイデアや提案を数多くいただきました。

これらのアイデア・提案は、計画内容に大きく反映されています。したがって、本計画は、亀岡市の取り組み方策を定める行政計画であると同時に、地域にとっても主体的な活動を進める上での指針という性格を持つものと言えます。

今後、計画の推進にあたっては、市民自らの主体的な地域福祉活動への取り組み、独創性や行動力を発揮した先進的な取り組みにチャレンジしていただくことを期待するとともに、そのような地域の取り組みに対して、積極的に支援を行っていきます。

「みんなで参加してつくろう！」



お問い合わせ先

亀岡市 健康福祉部

京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131(代)

